

## 鹿屋市畜産経営緊急支援対策事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、輸入飼料の高騰に伴い、畜産経営に係る生産コストが増加している畜産経営体の負担を軽減するため、生産コストの削減等に取り組んでいる市内の畜産経営体に対し、鹿屋市畜産経営緊急支援対策事業支援金（以下「支援金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 繁殖農家 肉用牛繁殖経営を主として行う経営体をいう。
- (2) 肥育農家 肉用牛肥育経営を主として行う経営体をいう。
- (3) 肉用牛農家 繁殖農家及び肥育農家をいう。
- (4) 酪農家 酪農経営を主として行う経営体をいう。
- (5) 養豚農家 養豚経営を主として行う経営体をいう。
- (6) ブロイラー農家 ブロイラー経営を主として行う経営体をいう。
- (7) 採卵農家 採卵経営又は種鶏経営を主として行う経営体をいう。
- (8) 養鶏農家 ブロイラー農家及び採卵農家をいう。
- (9) 預託農家 預託経営を行っている経営体のうち、預託元会社から配合飼料の無償提供を受けている経営体であって、配合飼料以外の飼料に係る飼料費（以下単に「飼料費」という。以下同じ。）又は素畜費の自己負担がある経営体をいう。
- (10) 肥育牛 肉専用種、乳用種又は交雑種の肥育されている肉用牛をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、肉用牛農家、酪農家、養豚農家、養鶏農家又は預託農家であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和5年7月1日時点において市内で経営を行い、引き続き市内で経営を継続する意思があること。
- (2) 個人にあっては、市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されてい

ること。法人にあつては、市内に事業所又は営業所を有し、本市に法人住民税の納税義務があること。

(3) 市税の滞納がないこと。

(4) 政治活動若しくは宗教活動を目的とした組織又は団体でないこと。

(5) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

（支援金の額等）

第4条 支援金の額は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額（同表の左欄に掲げる区分の2以上に該当する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる額を合算した額）とし、1交付対象者当たり50万円を限度とする。

2 支援金の交付は、1交付対象者当たり1回限りとする。

（支援金の交付申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市畜産経営緊急支援対策事業支援金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて令和5年10月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（別記第2号様式）

(2) コスト削減等実施調査票（別記第3号様式）

(3) 配合飼料（自家配合飼料原料を含む。）に係る費用を自己負担していることが証明できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 預託農家については、前項第3号の書類に代えて、令和4年度中の飼料費及び素畜費それぞれの自己負担額を合算した額（以下「飼料費等自己負担額」という。）が令和2年度中の飼料費等自己負担額と比較して増加していることが証明できる書類を提出しなければならない。

（支援金の交付決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、支援金を交付することが適当であると認めたときは、支援金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市畜産経営緊急支援対策事業支援金交付決定及び交付確定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の通知を行ったときは、速やかに支援金を交付するものとする。  
(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

区分	金額
繁殖農家	令和4年12月31日時点で飼養している9か月齢以上の肉用繁殖雌牛の頭数に3,000円を乗じて得た額。
肥育農家	令和4年12月31日時点で飼養している肥育牛の頭数に7,000円を乗じて得た額。
酪農家	令和5年2月1日時点で飼養している24か月齢以上の乳用牛の頭数に9,000円を乗じて得た額。
養豚農家	飼養している肥育豚又は子取り用豚の令和4年度統計調査における常時飼養頭数に1,000円を乗じて得た額。
ブロイラー農家	飼養しているブロイラーの令和4年度統計調査における常時飼養羽数に65円を乗じて得た額。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
採卵農家	飼養している採卵鶏又は種鶏の令和4年度統計調査における常時飼養羽数に100円を乗じて得た額。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
預託農家	令和4年度中の飼料費等自己負担額から令和2年度中の飼料費等自己負担額を控除して得た額の8分の1以内の額。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別記

第1号様式（第5条関係）

鹿屋市畜産経営緊急支援対策事業支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者

郵便番号	-
所在地（住所）	
事業者名（屋号）	
法人番号	
代表者名（氏名）	印
連絡先（ ）	-

- 注1 法人番号は、申請者が法人の場合のみ記入してください。  
2 連絡先は、連絡が取りやすい電話番号を記入してください。

鹿屋市畜産経営緊急支援対策事業支援金の交付を受けたいので、鹿屋市畜産経営緊急支援対策事業支援金交付要綱第5条第1項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請及び請求します。

1 支援金の交付申請額

交付申請額（下表の④の額）	000円
---------------	------

（内訳）

申請区分 （いずれか1つを選択してください。）	飼養頭（羽）数 …①	支援金単価 …②	コスト上昇額 （R4-R2）…③	算出額…④ （①×② 又は ③×1/8）
繁殖農家		3,000円		
肥育農家		7,000円		
酪農家		9,000円		
養豚農家		1,000円		
ブロイラー農家		65円		
採卵農家		100円		
預託農家				

- 注1 飼養頭（羽）数は、繁殖農家又は肥育農家の場合は令和4年12月31日時点、酪農家の場合は令和5年2月1日時点の頭（羽）数を記載すること。  
2 コスト上昇額は、令和4年度中の飼料費及び素畜費の自己負担額を合算した額（以下「飼料費等自己負担額」という。）から令和2年度中の飼料費等自己負担額を控除した額を記載すること。

2 振込口座

金融機関名	銀行 農協 信用金庫 信用組合	支店名	本店 支店 出張所 代理店 本所 支所
預金種別	1 普通 2 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

注 申請者名義の口座を記入してください。

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

誓 約 書

私（当社）は、鹿屋市畜産経営緊急支援対策事業支援金（以下「支援金」という。）の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

- 1 支援金の交付要件を満たしています。また、これまでに当該支援金の交付を受けていません。
- 2 令和5年7月1日時点において鹿屋市内で経営しており、申請日以後も経営を継続する意思があります。
- 3 申請内容について虚偽が判明した場合には、支援金の交付の取消し、返還等に異議なく応じます。
- 4 鹿屋市から検査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 5 支援金の支払については、口座振替により受領します。
- 6 本支援金に関する審査の範囲内において、鹿屋市が本市における私（当社）の税情報を照会及び調査することに同意します。
- 7 次のいずれかに該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
  - (2) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営支配している事業者
  - (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者（事業者を含む。）
  - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契等を締結している者（事業者を含む。）
  - (5) 暴力団（員）に経済上に利益や便宜を供与している者
  - (6) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む。）

所在地（住所） \_\_\_\_\_

事業者名（屋号） \_\_\_\_\_

代表者名（氏名） \_\_\_\_\_ 印

（署名又は記名押印）

第3号様式（第5条関係）

コスト削減等実施調査票

年 月 日

申請者 所在地（住所）  
事業者名（屋号）  
代表者名（氏名）

生産コスト削減のために令和5年度末までに取り組むもの又は既に取り組んでいるものを、以下の「1 畜種共通」又は「2 畜種別」の項目から1つ、「3 配合飼料使用量の低減」から1つの計2つを選択し、を付けてください。

1 畜種共通

<input type="radio"/> 疾病・事故率などの低減
<input type="checkbox"/> 牛床マット、カウブラシ、分娩監視装置等の飼養管理機器・資材の使用
<input type="checkbox"/> 事故率低減のための牛の削蹄の実施
<input type="checkbox"/> 事故率低減のための獣医師の指導等による定期的な分娩監視
<input type="checkbox"/> 疾病低減のためのワクチン接種
<input type="checkbox"/> 分娩監視等のICT機器の導入
<input type="radio"/> 暑熱・寒冷対策による生産性の改善
<input type="checkbox"/> 暑熱対策のための牛床内における噴霧器、換気ファン等の使用
<input type="checkbox"/> 寒冷対策のための牛衣（カーフジャケット）等の着用
<input type="checkbox"/> 暑熱・寒冷対策のための外壁・屋根材への耐熱性（保温性）素材の使用
<input type="radio"/> 国産飼料（エコフィード含む。）の給与割合の増加
<input type="checkbox"/> 国産牧草（乾燥・サイレージ）の給与割合の増加
<input type="checkbox"/> 国産とうもろこし（青刈り・子実・イアコーン）の給与割合の増加
<input type="checkbox"/> エコフィード（豆腐粕・醤油粕）の給与割合の増加
<input type="radio"/> 副産物収入（堆肥販売、和牛受精卵の活用等）の増加による生産コストの低減
<input type="checkbox"/> 堆肥販売の増加による収入の増加により、生活費割合を圧縮
<input type="checkbox"/> 和牛精液・和牛受精卵の活用による収入の増加により、生活費割合を圧縮

2 畜種別

(1) 酪農

<input type="checkbox"/> 牛群検定を活用した生産性の向上
<input type="radio"/> 分娩間隔の短縮
<input type="checkbox"/> 発情発見機を活用した発情の見逃し防止
<input type="checkbox"/> 早期離乳の実施

国産濃厚・粗飼料の生産・流通拡大（コントラクター活用等によるものを含む。）

- 国産粗飼料の作付面積の拡大
- 国産濃厚飼料の作付面積の拡大
- 国産飼料の販売・流通量の増加
- TMRの利用量の増加

(2) 肉用牛

肥育期間や子牛の出荷月齢の短縮

- 超音波測定を活用した出荷適期の判断
- 定期的な体高や体重等の測定

分娩間隔の短縮

- 発情発見機を活用した発情の見逃し防止
- 早期離乳の実施

(3) 豚

ベンチマーキングシステムを活用した生産コストの低減

人工授精を活用した生産コストの低減

優良系統の導入による生産性の向上

オールイン・オールアウトによる事故率の低減

(4) 採卵鶏・肉用鶏

優良系統の導入による生産性の向上

オールイン・オールアウトによる事故率の低減

3 配合飼料の使用量の低減

国産高栄養（青刈りとうもろこし、アルファルファ等）の利用による配合飼料の使用量の削減

- 青刈りとうもろこしの使用量の増加による配合飼料の使用量の削減
- 国産アルファルファの使用量の増加による配合飼料使用量の削減
- その他マメ科牧草の混播草地の利用の増加による配合飼料の使用量の削減

飼料成分分析に基づく飼料設計

エサ寄せロボットの活用

自動給餌機の活用

搾乳ロボットの活用（飼料給餌機能付きのものに限る。）

多回給餌

リキッドフィーディングの活用

子牛育成飼料給与マニュアルの実施（肉用牛繁殖経営に限る。）

飼料給与記録による適正給与

その他

（ ）



第4号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市畜産経営緊急支援対策事業支援金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった鹿屋市畜産経営緊急支援対策事業支援金については、鹿屋市畜産経営緊急支援対策事業支援金交付要綱第6条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円